

東労発基 0408 第 8 号
令和 8 年 4 月 8 日

(公社) 建設荷役車両安全技術協会 東京都支部 支部長 殿

東京労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

日頃から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 90 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 68 号）につきましては、令和 8 年 3 月 31 日に公布され、公布日から施行（一部令和 10 年 4 月 1 日施行）することとされたところです。また、本改正に関連して「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 174 号）、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 172 号）及び「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 173 号）が令和 8 年 3 月 31 日に告示され、令和 10 年 4 月 1 日から適用（改正令和 6 年度がん原性告示は告示日適用）することとされたところです。

つきましては、貴団体のホームページへの掲載等会員事業場に対して改正内容の周知について御協力の程お願い申し上げます。